

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日	平成29年3月17日		
招集の場所	吉野川市役所東館 3階 231会議室		
開閉会日時	開会	平成29年3月17日	午後2時00分
	閉会	平成29年3月17日	午後3時11分
出席委員	委員長	鹿兒島康江	
	委員長職務代理者	川村徳子	
	委員	上野準二	
	委員	谷田憲二	
	委員	野田賢	
出席職員	委員(教育長)	石川邦彦	
	副教育長	藤野井昭仁	副教育長 伊藤昭仁
	教育総務課長	橋川寛司	学校再編準備室長 片山富造
	生涯学習課長	松原勲	
	給食センター所長	近久謙二	

議案

- (1) 吉野川市嘱託員設置要綱の一部を改正する訓令について
- (2) 吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- (3) 吉野川市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (4) 吉野川市交流センター条例施行規則の制定について
- (5) 吉野川市指定文化財の指定及び指定解除について

協議事項

- (1) 吉野川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

報告事項

- (1) 平成29年3月市議会定例会一般質問について
- (2) 給食用物資調達納入業者登録について
- (3) 給食用「海苔」の提供について
- (4) 教育長職務代理者の指名について

教育長報告

その他

会議の経過

委員長	ただいまから、吉野川市定例教育委員会を開会します。 委員6名が出席されており定足数に達しています。 前回の会議録の承認をお願いします。(前回会議録署名委員承認) 今回の会議録署名委員に、川村徳子委員、野田賢委員を指名。 それでは、議案第1号「吉野川市嘱託員設置要綱の一部を改正する訓令について」を議題とすることにいたします。事務局より説明をお願いします。
橋川教育総務課長	1～4ページの吉野川市教育委員会嘱託員設置要綱新旧対照表をご覧ください。 第4条の「嘱託員の報酬及び費用弁償」については、現行の第2項を削除し、通勤にかかる費用を含める第1項にまとめ、第9条の2「有給休暇」については、再任用短時間勤務職員の例によることと改めました。 また、第9条の4「特別休暇」については、別表3を別表2に改め、表中4の嘱託員の親族の忌引きの中で(同居しているものに限る)を削除しました。別表第1中、外国語指導助手を4人から5人に、また、図書館嘱託員を7人から9人にそれぞれ増員し、川島中学校嘱託教員・小学校嘱託教員及び幼稚園指導主事を削除し、新たに学校教育指導員1人とICT支援員1人を追加いたしました。以上でございます。

委員 長	このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。 学校教育指導員はどのようなお仕事をされるのですか。
伊藤副教育長	学校教育指導員については、様々な学校の問題解決や、保護者対応、生徒指導上の相談事項等に携わっていただいたり、いじめ防止基本方針に基づく本市の取り組みを中心に進めてもらうような役目を考えています。
委員 長	学校教育指導員は、普段どこで勤務するのですか。
伊藤副教育長	来年から学校教育課内に嘱託員として配置したいと考えています。
石川教育長	基本的には、学校でトラブルがあったときに、副教育長や課長を相談にかけてくる案件に対し、相談役も含めてやっていただくということも目的の中に入っています。
委員 長	常に教育委員会でいらっしゃって、学校をまわって子どもたちを指導する立場ではないのですね。
伊藤副教育長	必要があれば、学校へ出向いて教員等の指導も行います。
委員 長	I C T支援員は、どのような業務内容ですか。
伊藤副教育長	これは、学校の方に支援員を置きまして、デジタル教科書の使い方、その支援、タブレットパソコン活用の支援、子どもたちの支援ということを授業中に行っていたり、昼休みにはパソコン室を開放して、そこで子どもたちを受け入れていただきます。放課後には、教材作りの支援者として、担任の先生方と協議をしたりという業務を考えておりまして、週の中で2日は他校へ行っていただくという形で考えています。
石川教育長	これは文教厚生委員会でも質問があったのですが、基本的に平成29年度初めて、I C T支援員を置くということで、1年間試行の形でどの程度必要性があるか探ってみようと考えています。
委員 長	ほかに何かございますか。ないようですので議案第1号を承認します。 議案第2号「吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」を議題とすることにいたします。事務局より説明をお願いします。
伊藤副教育長	吉野川市が帰国青年任用規則の一部を改正する規則について、学校教育課がA L T（外国語指導助手）として雇用している、4名の外国人は、J E Tプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）によるものです。 J E Tプログラムは、1987年に開始された、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び自治体国際課協会（クレア）の協力のもとに、外国人青年を招致する事業です。 「吉野川市招致外国青年任用規則」は、「クレア」の任用規則をモデルに合わせて定められたものです。 今回の改正点は、「平成29年度「招致外国青年任用規則（案）」に合わせて追加または削除するもの、また吉野川市独自で追加するもの、さらに内容の変更はなく表記を変更するものの3点でございます。改正する条文は、5ページに整理してございます。 また、6ページからの規則において、赤字で表記した部分が、追加または表記の変更、黒色の線が削除となっております。ご審議、よろしく願いいたします。
委員 長	このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。
委員	これは吉野川市だけですか。

伊藤副教育長	他の自治体でも、ALTをJETプログラムで任用しています。
委員長	ほかに何かございますか。ないようですので議案第2号を承認します。 議案第3号「吉野川市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とすることにいたします。事務局より説明をお願いします。
松原生涯学習課長	吉野川市立図書館条例の一部改正に伴い、施行規則の一部もあわせて改正するものでございます。 新旧対照表をご覧ください。主な改正内容については、各条文中の「館長」を「吉野川市教育委員会」に、また第11条中「貸出カード」を「利用券」に改めるものです。
委員長	このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。 ないようですので議案第3号を承認します。 議案第4号「吉野川市交流センター条例施行規則の制定について」を議題とすることにいたします。事務局より説明をお願いします。
松原生涯学習課長	吉野川市交流センターが市長部局から教育委員会へ移管されたことに伴い、教育委員会規則として新たに定めるものです。 内容については、交流センターの利用方法について定めるものです。
委員長	このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。 ないようですので議案第4号を承認します。 議案第5号「吉野川市指定文化財の指定及び指定解除について」を議題とすることにいたします。事務局より説明をお願いします。
松原生涯学習課長	教育委員会より諮問しておりました文化財の指定解除及び指定について、3月8日開催しました文化財保護審議会において答申が出されました。 まず、指定解除する文化財一覧は表のとおりとなっております。指定解除の理由としては、「文化財として価値を失ったものが2件」「文化財指定基準に沿った指定の見直しを行ったものが6件」「名称変更が3件」「保持団体が解散したためのものが2件」合わせて13件が指定解除となります。 また、このうち再指定として答申する文化財については、「指定を答申する文化財一覧の表にあります10件」となっております。指定理由につきましては、5～8ページに記載しておりますのでご高覧ください。
委員長	このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。
委員	芳川顕彰生家の件は、その後どうなりましたか。
松原生涯学習課長	この度の答申を受けて、一度指定解除をして、史跡として再指定することとなります。この決定を受けまして、今予定していますのが、6月の議会において、建物の取り壊しや取り壊した後を史跡として整備することを補正で予算計上をさせていただきたいと思っています。議決をいただいた後、それ以降に整備をするような計画です。
委員長	山川の文化財を守る会の方達がいらっしゃったのですか。
藤野井副教育長	はい。松原課長が説明しましたように、市としての流れはそのようなスケジュールで計画はしているのですが、もう一度、文化財を守る会と協議をしなければならないと思っています。文化財を守る会からも要望等はございますが、市がこのような方針で進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。また、文化財を守る会から新たな計画等が出てくれば、そのことについて検討することも必要かとは思いますが、現段階では史跡に指定をし、取り壊すという方針は変わっていません。

石川教育長 家自体について、指定の価値がないという結論が出ているところからすると、現状のままでは、子どもたちに学習をさせることは考えにくいと市教育委員会は思っています。現在の状態で置いておくわけにはいかなければ、取り壊しをして、全てをなくすのではなく史跡として残す方向で考えています。

委員 今までは子どもたちの学習の中で、先人の偉業に学ぶということで教材として、使われてきたと思うのですが、外観を見るだけでなく中に入ったりはしていないのですか。

藤野井副教育長 以前は中に入ったりもしていたと思いますが、今は危険で入れるような状況ではありません。このため、遺品等を山川地域総合センターで展示することにより、学習の場とすることができるのではないかと考えています。

石川教育長 先日、新聞等でも勉強会をしたという記事が載っていたと思うのですが、山川の文化財を守る会の方達に聞いても、危険なため中に入ることはできないので、外観を見ながら説明をしているということでした。

委員長 このことについて、他に何かご質問、ご意見はございませんか。
ないようですので議案第5号を承認します。
それでは、協議事項(1)「吉野川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」について、事務局より説明をお願いします。

伊藤副教育長 「吉野川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」説明いたします。お手元の資料「吉野川市教育委員会事務局処務規則」をごらんください。
この規則には、本市事務局の組織及び教育委員会の権限に属する事務処理に関する事項が定められています。
今回、協議させていただくのは、本市が進めております「幼保一体化」に伴う機構改革、いわゆる幼稚園担当の部署を福祉部署(こども未来課)へ所管替えを行っていくよう進めております。
それに伴い、処務規則の見直しを図る必要があることから、本日3月の定例教育委員会でご承認を得て、4月には、補助執行の規則をつくり、所管事務分掌の移管へと進めてまいりたいと考えます。
補助執行とは、ここでは、教育委員会(文部科学省)の事務を、福祉部署(厚生労働省)の職員が補助して執行することです。規則の資料、2枚目の別表(第2条関係)のところをご覧ください。
教育総務課から所掌事務が示されていますが、黄色のマーカーで示しました事務について、学校教育課においても幼稚園部分の事務を福祉部署(子供未来課)で補助執行していただく内容かと考えております。
現在、子育て支援課と両課ですりあわせ、協議をしているところでありますので、委員の皆様には、補助執行に伴う処務規則の改正が行われることをご了承いただき、4月の定例教育委員会では、改正しました規則をご承認いただく流れとなります。
なお、規則改正は平成29年4月1日の施行といたします。本日は、補助執行する事務内容を見ていただくとともに、処務規則の改正を進めていただくことをご承認いただきたいと思っております。よろしくご意見をいたします。

委員長 このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。

石川教育長 幼稚園自体が平成32年には、すべて廃園となり、こども園になります。こども園自体を子育て支援課で事務等を行っていますので、幼稚園はまだ存続しているのですが、平成29年度から幼稚園の事務を一括してそちらでやってもらおうという流れです。移管できない部分もあると思っておりますので、現在は協議している段階です。
4月1日から幼稚園の事務がほとんど移管することを知っていただければと思います。それに伴い、改正しなければならないので、改正の分については4月定例教育委員

会でご説明させていただければと思います。

委員長

よろしく申し上げます。

報告事項（１）「平成２９年３月市議会定例会一般質問について」について、事務局より説明をお願いします。

橋川教育総務課長

それでは、答弁内容について各担当課長から順次ご報告いたします。

はじめに、教育総務課関係について、１６ページの質問順位８番、阿佐勝彦議員の（１）山瀬小学校体育館の現状と建て替えについて、市の考えは？について、藤野井副教育長が答弁いたしました。

山瀬小学校体育館については、昭和４５年１２月に竣工、４７年が経過しており、市内１４校でも建築年が最も古く、他の体育館と比べて、老朽化が進んでいるのが現状です。児童、利用者の安全を図るため、平成２２年に耐震改修工事を実施したが、施設の経年劣化による危険度や緊急性を精査する中で、今後、改修・改築を含めた検討が必要になってくると考えていると答弁いたしました。以上です。

片山学校再編準備室長

質問順位５番、栗原五男議員の４．子育て支援について（１）鴨島東部地区認定こども園の経過と学校再編の関連はという質問に対しまして、学校再編計画（素案）と幼保再編構想や子ども・子育て支援事業計画はそれぞれに連携を図りながらも別々の事業として進めております。

今後も学校再編計画（素案）をもとに説明や協議の場を設け、地域や保護者の意見をしっかりと聞き、御理解を頂く中で、教育環境の充実を図っていききたいと藤野井副教育長が答弁いたしました。

質問順位６番、川村辰夫議員から、２．廃校施設の利活用について２つの質問があり、藤野井副教育長が答弁いたしました。

（１）小学校統廃合による廃校施設の利活用につきましては、これまで学校再編準備委員会の「地域部会」が中心となって、意見を集約し、協議を進めており、地域の方からは、「避難所機能を持った地域のコミュニティ」としての活用、「子どもやお年寄りの憩いの場」としての活用、「自治会集会所」や「運動公園」としての活用等の意見が出されています。また、地域以外の方からは、「農業施設」や「宿泊施設」としての活用等様々なご意見をいただいていると答弁をいたしました。

次に

（２）廃校施設の利活用プランはとの質問には、川田・美郷地区学校再編準備委員会の「地域部会」における意見集約等の協議は、今年の９月をもって終了とする予定としております。その後は、「地域部会」で協議された意見等を受けて、総務部や産業経済部など、市長部局や地域との連携を図りながら廃校施設の利活用を推進するための新たな組織の構築や方向性を検討していかなければならないと答弁いたしました。

質問順位１０番、岡田光男議員の５．学校再編についての２つの質問に対しまして藤野井副教育長が答弁いたしました。

（１）本市における少人数学級の実態はとの質問に、市内で複式学級が生じる小学校は、現在、川田中、川田西、種野小学校があり、平成２９年度においては、上浦小学校においても、複式学級が生じる可能性があります。

県教育委員会に対しまして複式学級解消の加配教員を要望しているところですが、加配教員の配置がない場合には、教頭が学級担任を持つなどして複式学級の解消をしていくようになるかと答弁いたしました。

次に（２）少人数学級に対する対応はとの質問に、児童数が少ない本市の学校においては、交流学习や合同授業、水泳や陸上の合同練習等を行うことにより、多くの友達と活動する機会が持てるよう学校間での連携を図っています。

また、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進することにより、社会性を涵養する機会を確保するなど学校と地域が連携した教育活動の創造がなされています。

さらに、タブレットパソコンの活用により、他校の児童との情報交換もできるようになるなど、より多くの友達と学習や活動できるように、学校ごとに創意工夫した教育活動が展開されています。

しかし、鴨島東部地区の説明会において、保護者の方々から、学校再編を望む声も少なくはなく、今後も、地域や保護者の方とともに子どもたちの教育環境整備について検討を重ねてまいりたいと答弁いたしました。

伊藤副教育長

塩田智子議員からは、保育所・幼稚園における、子ども達の健康管理に対する取り組み、感染症の症状が現れたときの対応、ケガやアレルギーを発症した場合等の緊急時の対応についてご質問がありました。

感染症の疑いがある場合は、ただちに保護者に連絡し、保育室以外の部屋で安静を保持し、応急手当と経過観察を続けながら、保護者への引き渡しを行っていること。幼稚園での病気・ケガ等の発生時には、園児の安全確保と生命維持を最優先に、適切で迅速かつ正確な報告・連絡、通報と、保護者への明確な説明を基本として対応すること。

アレルギー対応では、危機管理マニュアル等を作成するとともに、全職員がアレルギー疾患の理解を行い、対応訓練や園内外の研修も実施しているが、アレルギー症状の急性性の判断は5分以内と言われるなか、エピペンの使用や救急車の要請等がただちに行えるよう、日常から繰り返し役割分担を確認したり、保護者との共通理解を進めることが重要と考えていると答弁いたしました。

岡田光男議員からは、幼稚園の長期休業日中の預かり保育の現状と今後の対策についてご質問がありました。

冬季及び学年末等においては実施しておらず、平成29年度は、新たに森山幼稚園を加えた3園において、通常保育終了後の5時45分までと、夏季休業日中に預かり保育をする予定で、教育委員会としては、保護者の就労状況が変わっても、子どもの育成環境が基本的には同一に保たれ、小学校就学前の一貫した育成を図ることができ、利用者のニーズに即した選択が可能となる「こども園整備」が完了するまでは、幼稚園の通常の保育・教育が安心・安全に実施できるよう努めてまいりたいと答弁いたしました。

枝澤幹太議員からは、小中学校の次期学習指導要領について、文部科学省の改正案に対して、その流れを本市はどう捉えているのか、英語が小学校5・6年生で教科化されるが、その対応はといったご質問がありました。

今回の改定案は、現行指導要領の枠組みを維持しながら子どもたちの生きる力を育み、言語能力の育成や読解力の強化、現代的な課題に対応して求められる資質や能力の育成、情報活用能力の育成などが求められていると捉え、教育委員会としては、今回の改定案をもとに、先行実施を見据えながら、円滑な実施に向けたカリキュラムの作成や指導体制の確立、指導方法の改善等を図りながら本市教育の充実と対応に努めていきたいと答弁いたしました。

また、小学校における英語の教科化については、小学校の教育課程全体の中で、発達段階に応じたカリキュラム編成を行うとともに、教員の指導力向上を図るべく研修の充実にも努めていきたいと考えており、本年度から、国の事業に取り組んでいる鴨島小学校の授業実践や研究発表を通して、市内全域の小学校に、指導内容や学習方法を広め、小中学校の連携を図りながら、指導方法の改善や教員の指導力向上研修、ALTの活用や英語教育の機会充実等、これまでの教育実践を検証し、新たな取り組みについても検討してまいりたいと答弁いたしました。

「英語力の向上に石田増男教育振興基金を活用すべきでは」という再問には、石田氏のご趣旨を踏まえ、できるだけ多くの子どもたちに生の英語にふれる機会などの交流活動や体験活動の場を提供して、国際感覚豊かな人材育成と子どもたちの英語力の向上を図るため、この基金を活用し、実践的で生きた英語教育等の充実を図っていきたいと答弁いたしました。

松原生涯学習課長

生涯学習課関係ですが、藤野井副教育長が答弁をいたしました。

工藤議員からの、藍文化の魅力発信対策について(2)阿波藍の栽培を復活してはどうか、という質問に対し、県内市町村の「阿波藍」普及の取り組みについての質問があり、現在県内では阿波藍に関する取り組みとして、藍住町を中心として吉野川中下流域の8市町が「阿波藍」に関するストーリーを日本遺産として登録するための取り組みを行っています。

この登録申請に際しては、ストーリーを構成する資産として、県内で阿波藍に関する

様々なヒトやモノなどを「構成資産」として申請いたします。吉野川市では、江戸時代から明治時代にかけて、県内でも有数の藍の産地であり、当時の藍商の繁栄を今に伝える文化的資産も残っていることなどから今回の申請に至ったものと答弁いたしました。

栗原議員からの、中央美化センター跡地運動場整備事業について（１）事業の概要と整備後の維持管理費や使用料の見通しは、という質問に対し、この事業につきましては、市民のスポーツの機会を確保するため、鴨島運動場の代替施設として「中央美化センター跡地」と「保養センター上桜跡地」に多目的グラウンドを整備するもので、平成２９年度に実施設計及び用地取得を行いたいと考えている。

まず、事業概要でございますが、平成２９年度に実施設計を実施したいと考えておりますので、あくまで現段階の計画となります。

グラウンド及び附帯施設としての有効面積は約１３，０００㎡で、１０５ｍ×６８ｍのサッカーフィールドが十分取ることができ、駐車場の面積は約３，０００㎡で、約１２０台程度が確保できると見込んでいます。

なお、多目的グラウンドは芝生化を検討しており、人工芝による整備を計画しております。

次に、維持管理費に関して現段階では詳しい試算まではしておりません。また、使用料については相応な負担は必要となりますが、様々な利用方法があり、それぞれでの使用料設定を検討したいと考えておりますと答弁いたしました。

- | | |
|------------|---|
| 委員 長 | このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。
多目的グラウンドの完成はいつ頃になりそうですか。 |
| 松原生涯学習課長 | 平成２９年度に実施設計をしまして、平成３０年度に工事を行います。 |
| 委員 長 | 平成３１年度くらいから使えるということですね。
学校再編した後の古い校舎の利活用は、公民館にするという話は出ていないのですか。 |
| 片山学校再編準備室長 | 今、意見集約の中で、公民館にしてくれないかというご意見はありますが、市の方針からしても難しいと思われまます。 |
| 委員 長 | 難しいとは思いますが、バランスを考えると鴨島地区は小学校区に全てあって、山川・川島は少ないため、あってもおかしくはないのかなと思うのですが、予算的に無理なのですか。 |
| 藤野井副教育長 | 公民館については、旧町の考え方で整備をしていたと思います。川島は１館ですが、分館として３０館程あります。山川は、以前に、川田公民館と山瀬公民館があり、川田公民館を取り壊して、翁喜台に山川町公民館ができました。本来は旧の川田に１箇所と山瀬に１箇所という考え方で整備をされてきたという流れがあり、いま改めて旧の学校を公民館にすることはなかなか難しいと思います。地域の方々がいろいろな使い方をされたいというご意見も直接聞いていますので、先ほど片山室長から説明もありましたように、今は意見を集約する中で、今後新たな組織を作って、そこで市全体としてどうやっていくかという話になってこようかと思っています。 |
| 委員 長 | このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。
ないようですので、それでは、報告事項（２）「給食用物資調達納入業者登録について」について、事務局より説明をお願いします。 |
| 生涯学習センター長 | 学校給食センターから報告申し上げます。
給食用物資の購入は地場産の野菜等を除いた分は、吉野川市給食用物資調達納入要項に定められた基準を満たした登録業者から購入することとなっています。この登録の有効期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとなっております、平成２９年度に向けて |

新規及び継続登録の申請受付を行いましたところ、いずれも継続の申請で、新規の申請はありませんでした。書類審査の結果、立地条件、経営規模、信用状況について、基準を満たしておりまして、本年度の納品状況も誠実で良好であるため、平成29年度の学校給食用物資納入業者として登録することといたしましたので、教育委員会事務委任等規則第4条の規程に基づき、今回ご報告をさせていただきます。

委員長 このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。
ないようですので、それでは、報告事項(3)「給食用「海苔」の提供について」について、事務局より説明をお願いします。

遊学給食センター長 給食用「海苔」の提供ですが、今年2月下旬に東京都立川市で学校給食を食べた小学校7校の児童ら合わせて、1,098名が下痢や嘔吐の症状を訴え、ノロウイルスによる集団食中毒と断定されたことはご記憶に新しいかと思えます。東京都の調査の結果によると、この学校給食の親子どんぶりに使用された、キザミ海苔からノロウイルスが検出されました。このキザミ海苔は大阪市の(株)東海屋が製造したもので、本年1月に和歌山県御坊市でも800人超が食中毒を発症した磯和えにも(株)東海屋のキザミ海苔が使用されていたとのことでした。

吉野川市学校給食センターでは、徳島県漁業組合連合会から海苔を購入しているのですが、3月に味付け海苔と手巻き海苔の使用を予定していましたので、徳島県漁業組合連合会に問い合わせ、(株)東海屋と関係はないという回答をいただきました。さらに、万全を期するために、細菌検査をお願いし、結果は陰性でありました。徳島県漁業組合連合会の現場も見学し、衛生状況も良好であるということを確認しましたので、味付け海苔と手巻き海苔を提供させていただきました。今後も引き続き細心の注意を払いながら安心・安全の学校給食に取り組んでいきたいと思えます。

委員長 このことについて、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 (株)東海屋の海苔が原因というのはわかりますが、なぜそういうことになったかという原因はわかりますか。

遊学給食センター長 従業員が帽子もかぶらず、マスクもせず、消毒もあまりできていない手で作業をしていたそうです。

委員 徳島の業者は整備があって、加工も衛生上しっかりしているのですね。

遊学給食センター長 はい。施設も比較的新しく、管理栄養士の方もいらっちゃって、外来と職員のトイレも区別されていました。毎朝、職員の健康チェックなども行われていました。

委員長 他に何かご質問、ご意見はございませんか。
ないようですので、それでは、報告事項(4)「教育長職務代理者の指名について」について、事務局より説明をお願いします。

橋川教育総務課長 本日、3月市議会定例会におきまして、石川教育長が「教育長」の任命同意を得られ、来月1日より新教育長に就任されます。

お手元の資料をご覧ください。本年4月からは、新教育委員会制度がスタートし、石川教育長におかれましては、4月1日から3年間、平成32年3月31日までの任期を努めますが、教育委員の任期4年と違うのは、新「教育長」は教育委員会の構成員ではあるが、委員ではないということになります。

なお、これまでの旧法では、教育委員長職務代理として教育委員が指定され、また、教育長の代理として事務局職員が指定されてきましたが、新制度においては、新教育長の職務代理者を置くこととなりました。

新教育長は教育委員会の構成員かつ代表者であることから、その代理は事務局職員でなく、同じく教育委員会の構成員である非常勤の教育委員が担うことで「地方教育行政

の組織及び運営に関する法律」に定められています。

また、教育長や教育委員長の代理は教育委員会が指定することとされていましたが、今回の改正では、教育長が指名することとされています。

教育長職務代理者の職務については、法律上は教育長の権限に属する職務を行うものですが、職務代理者が行う職務のうち、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、その職務を職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することが可能です。

なお、職務代理者の任期は法律では定められておりませんが、教育長が別の教育委員を指名するまでか、事務局案としては再任はあるにしても、1年を節目という中で区切っていただけだと考えています。

教育長職務代理者の指名についてですが、教育委員会定例会の日程は慣例により毎月下旬の開催となり、来月1日からの制度の移行に支障がありますので、本日、教育長から指名し、決定いただきますようお願いいたします。

委員長 それでは、石川教育長から、新「教育長」就任のご挨拶と職務代理者の指名をいただきたいと思います。

石川教育長 この3月31日で、4年間の任期が終了となっています。改めて、本日本件におきまして、議員の皆様から、教育長再任のご同意をいただきました。心引き締まる思いで頑張らなければならないと思っています。教育長就任以来現在まで、吉野川市の教育環境の充実や子どもたちの健全育成ができるようにということ、また市民の皆さんの潤いがある生活支援ができるように真摯に取り組んできたつもりです。再任に際しまして、市長から、教育に強いまちづくりを基本政策にあげられています。教育委員会の職員が一丸となって、時代を担う吉野川市の子どもたちの未来を育んでいきたいと思います。教育委員の皆様には、今まで同様、温かいご指導ご支援を賜り、ご協力いただければと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

職務代理の指名につきましては、川村徳子委員にお願いできればと思ひますので、よろしくお願ひします。なお、職務代理の任期は1年でどうでしょうか。

一同 異議なし。

委員長 それでは、石川教育長、川村徳子委員、よろしくお願ひします。
それでは、教育長報告をお願ひします。

石川教育長 いよいよ年度末を迎えました。教育委員の皆様方には臨時教育委員会、小学校・中学校卒業式、大変お世話になりました。中学校の卒業式では天気にも恵まれ、とても良い式だったと思っています。昨日は小学校の卒業式で、少し寒いところもありましたが、無事に終了できたと思ひます。

学校関係に関しましては、24日に幼稚園、小学校、中学校ともに修了式を迎えるという形で、今年1年間無事に終われたと感じています。

先ほどお話しさせていただいた、人事案件につきましては、臨時教育委員会を開いていただき、調印をして、15日に内示ということで、各幼稚園、小学校、中学校の園長・校長先生方に内示をお渡ししました。技能員と幼稚園には、異動の有無だけのご報告をさせていただきました。24日には県教委の人事異動発表、市職員の人事異動内示があります。その時に、技能員と幼稚園の職員がどこに異動するかがわかるようになります。

今日までの大きな行事としては、吉野川市の4地区において人権学習会を行っておりますが、それぞれの地区で人権学習会の閉講式を実施することができました。各公民館で文化祭が毎週のように開催され、参加させていただいています。最後に教育委員会の行事として、先週日曜日にリバーサイドハーフマラソンということで、1,400人の参加者のもと、天候にも恵まれ、素晴らしい大会を開催することができました。

今年度最後の定例教育委員会ということで、委員の皆様には大変お世話になりました。また来年度もよろしくお願ひします。

委 員 長	ありがとうございました。 その他についてよろしく申し上げます。
橋川教育総務課長	次回の定例教育委員会の日程について、4月19日（水）午後2時30分からの開催とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。
一同	異議なし。
橋川教育総務課長	それでは、次回の定例教育委員会は、4月19日（水）午後2時30分から開催させていただきます。
委 員 長	他に何かありますか。ないようですので、以上を持ちまして、吉野川市定例教育委員会を終了致します。